

平成 29 年度 京都市立七条中学校「学校いじめの防止等基本方針」

～全ての生徒がいきいきとした学校生活を送れるように～

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題（※1）である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

※1 国立教育政策研究所の追跡調査では小4～中3の6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2010－2012』2013 年）

(3) いじめの定義の理解

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。（※2）

※2 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(4) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合には「早期対応」が重要である。以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されないものである。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 基本的施策

いじめ問題について、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、教職員は「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識に立ち、「好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを生まない学級・学校づくり」に取り組む必要がある。以下、具体的な取組をここに示す。

(1) 学校におけるいじめ防止

① 互いに認め合い、支え合い、助け合う学級づくり

- ・生徒自身が価値ある存在であり、自分自身を大切に思う「自尊感情」が感じ取れる心の居場所づくりの取組を進める。まず、温かい学級経営や教育活動を展開するためには、教職員の共通理解が不可欠である。教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合もある。教職員は良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。また、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。その中で教職員の温かい声かけや「認められた」「人の役に立った」という経験は自己肯定感の高揚につながり、生徒を成長させる。

② 授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、「基礎的な学力」と「探究的な（活用型）学力」のバランスのとれた学力向上を目指す。特に「アクティブラーニング」の考えを生かした授業形態を工夫する。各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研究会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

③ 道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため特設年3回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、全教育活動を通して、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

④ 人権教育の推進

- ・学校教育のあらゆる場面で「命を大切にし、人権を尊重する心」を育む。
- ・人権学習プログラムの充実を図る。

⑤ 体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

⑥ 生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

⑦ 生徒の啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

⑧ 保護者の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

⑨ その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・ 日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・ 日常の生徒観察に加え社会性変容調査（わたしの学校生活しらべ）、「いじめ」についてのアンケートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・ 日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、教育相談に向けてのアンケートを実施し、また、前述のアンケート等も踏まえ生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) 教職員の資質向上

- ・ 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・ 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
(※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用)
- ・ 定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ 校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・ 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ ネットパトロールを利用し、個人情報漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・ P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会

[実施予定] 月 1 回 (※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。)

[構 成 員] 学校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主事 補導主任 各学年主任 養護教諭
教育相談主任 スクールカウンセラー

(場合によってはスクールソーシャルワーカーも参加)

- [内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

生徒指導委員会(補導委員会)

[実施予定] 週 1 回

[構 成 員] 学校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主事 補導主任 各学年補導係

- [内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

(2) いじめに対する措置

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。(次頁参照)

組織的ないじめ対応の流れ

いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

いじめの情報

情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む。
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

連携

関係機関

子どもへの指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

保護者と連携する

- つながりの教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

今後の対応

- 継続的な指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ対策委員会」でより適切に対応。
- 常に状況把握に努める。

4 重大事態への対処

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を下表並びに次頁からの計画に基づき実施する。但し、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

月	取 組		
	防止対策	早期発見	職員会議等
4	・学級開き ・学習の作法指導 ・生徒会オリ・歓迎会 ・第1回小中児童会生徒会交流会	・家庭訪問	・いじめ対策委員会会議 ・生徒指導研修会
5	・人権学習 ・修学旅行 ・1年生校外学習		・いじめ対策委員会会議 ・七条ブロック研修会 ・小中連絡会
6	・休日参観 ・公開授業週間 ・わくどき週間 ・生徒大会 ・非行防止教室（予定）	・教育相談 ・いじめに関するアンケート実施 ・部活動保護者会	・いじめ対策委員会会議 ・支部授業研修会 ・学校運営協議会 1
7	・ケータイ教室（予定） ・夏補習(夏季休業中) ・第2回小中児童会生徒会交流会	・三者懇談会（生徒・保護者） ・社会性変容調査	・いじめ対策委員会会議
8	・夏補習(夏季休業中) ・リーダー研修会		・生徒指導研修会 ・生徒会サミット ・小中合同研修会 ・道徳研究授業
9	・合唱コンクール 1, 2 ・学校祭（文化の部） （学級集団づくり）		・いじめ対策委員会会議 ・前期学校評価
10	・学校祭(体育の部) （学級集団づくり） ・立会演説会	・教育相談週間	・いじめ対策委員会会議 ・学校運営協議会 2

	・新旧生徒会引継ぎ		
1 1	・防災トーク ・生徒会アンケート実施 ・公開授業	・いじめに関するアンケート	・いじめ対策委員会会議
1 2	・人権学習 ・第3回小中児童会生徒会交流会	・三者懇談会（生徒・保護者） ・社会性変容調査	
1	・わくどき週間		・いじめ対策委員会会議 ・後期学校評価
2	・性教育「いのち」の学習 ・公開授業週間 ・小学校でのあいさつ運動 ・第4回小中児童会生徒会交流会		・生徒指導部会 ・いじめ対策委員会会議 ・小中研修会 ・学校運営協議会3
3	・3年生を送る会 ・球技大会 ・学級のまとめ	・社会性変容調査	・いじめ対策委員会会議

※小中合同あいさつ運動は年間を通して実施する。